

## 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 9 月 3 日  
養父市国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

（国家戦略特別区域法第 18 条に規定する農業法人経営多角化等促進事業）

以下に掲げる法人が、養父市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、養父市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

⑨ 株式会社トーヨーエネルギーファーム（福島県相馬市）〔営農作物：トマト〕  
【平成 27 年 10 月を目途に設立】

⑩ 山陽 Amnak 株式会社（兵庫県三木市）〔営農作物：米〕  
【平成 27 年 9 月を目途に設立】

⑪ 福井建設株式会社（兵庫県養父市）及び株式会社オーク（兵庫県豊岡市）  
〔営農作物：米〕【平成 27 年 10 月を目途に設立】

#### (5) 名称：国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業

内容：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の 2 に規定する国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業）

公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会（兵庫県神戸市）が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例を活用し、高年齢退職者の就業の促進を図るための労働者派遣事業を行う。【直ちに実施】

### 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画が実施されることにより、国家戦略特別区域である養父市において企業や地域の高齢者など多様な担い手が農業に参入し効率的・先進的な生産に取り組むとともに農業者自らも農畜産物の利用拡大に取り組むことを通じ、中山間地における農地の効率的利用や革新的農業の推進、生産の拡大が図られ、養父市における農業等の産業の競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。